

## 第 10 回 国立公文書館分科会 議事録

大臣官房政策評価官室

1. 日 時：平成 16 年 7 月 29 日（木）9:30～13:30
2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員：外園分科会長、長倉分科会長代理、伊集院委員、出塚委員
4. 議事次第

( 1 ) 業務実績の評価に関して

項目別評価表の決定

総合評価表の決定

( 2 ) 財務諸表に関して

( 3 ) 中期目標期間仮評価（案）

( 4 ) 事務及び事業に関する見解等について

5. 議 事

**外園分科会長** ただいまから第 10 回内閣府独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会を開催いたします。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、本日の議事の進め方につきまして御説明いたします。最初に、お手元にお配りしてあります項目別評価表を基に、各項目ごとの分科会としての評価を確定していただきます。

次に、総合評価ですが、議論のための素案を作成いたしましたので、この素案に基づき御審議いただきます。

次に、財務諸表につきまして、御検討願いたいと思います。

次に、中期目標期間中の仮評価表につきまして御審議いただきます。

最後に、総務省から照会が来ております独立行政法人の事務及び事業に関する見解等について御検討いただきたいと思います。

なお、本日の分科会は公開ですが、国立公文書館の実績の評価について議論をいたしますので、評価の当事者である公文書館職員には別室にて待機していただき、委員からの御質問等に対応する際に入室していただくことといたしたいと存じますが、いかがでしょうか。それでよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

**外園分科会長** それでは、そうさせていただきます。

それでは、項目別評価表に基づき、最初の項目から御審議させていただきます。項目評価がたくさんありますので、委員各位の評価が同じ項目は確認程度にとどめ、評価が異なる項目を中心に御審議願いたいと思います。したがって、委員すべてが同じ評価の場合は飛ばして、異なるところを重点的に皆さんで審議していただきたいと思います。

それでは、具体的には武川政策評価官、ページごとに御説明願えますか。

**武川政策評価官** はい。それでは、6ページをめくっていただきたいと思います。

**外園分科会長** そこまではみんなAですから、A+もA-もございしますが、すべてAですから、そのまま行かせていただきます。

**武川政策評価官** 6ページの中ほどでございます。これは「移管計画に基づいて受け入れるべき公文書等について、これまでの公開審査の事例を基に、速やかに公開・非公開の審査を行い、順次一般の利用に供する」という部分でございます。それに関しまして、要審査公開文書 1,085 冊の閲覧請求に対し、個別審査を実施した結果、180 冊はその部分の袋掛けまたは墨消しを行い、残り 105 冊については全面公開し、その割合は約 83%であるというようなことで、自己評価がAになっている部分でありますけれども、C委員からBの御評価をいただいております。これにつきましては、理由といたしまして要審査公開文書の存在及び限定提供について、利用案内に明記しておく必要があるという御指摘をいただいております。これにつきましては、ホームページ上では、こういった要審査公開文書の存在ないし限定提供について利用案内がございします。しかし、パンフレット等にはないというような御指摘でございまして、Bということになっております。

御説明は以上でございます。

**外園分科会長** ありがとうございます。先だって、私も打ち合わせのときに、この項目についてホームページにはきちり書いているわけですし、利用案内にも場合によってはというような形で書いていますので、これはパンフレットに書くか書かないかという問題も含めまして、全体としてはこれはAでいいのではないかと思います。いかがですか。ホームページにちゃんと出ているということで。

(伊集院委員・出塚委員より「いいと思います」と声あり)

**長倉分科会長代理** いいと思いますが、やはりホームページだけを見て来館するとは限らないし、利用案内が幾つもあるというのは私は初めてで、ホームページの利用案内とパンフレットの利用案

内といろいろあるということで、利用案内というのは普通は1つ決められたものがあるのではないかと。それに解説が加わったものもあるということではないかと思うので、そのところを利用案内というのは1つの公式文書、まさに公文書館の公式文書ですから、きちんと基本的なものをおつくりいただきたいと。そのところがぼやぼやとしているような気がいたします。

**外園分科会長** 承りました。その件に関しては、公文書館に対して要望というか検討課題として申し渡すということで。

**長倉分科会長代理** そうですね。ですから、ここに置くよりは上のところに入れることだったかもしれません。

**外園分科会長** 承知いたしました。それでは、公文書館で検討していただくということで、この評価は総体的にAということにさせていただきます。ありがとうございました。

**武川政策評価官** それでは、次に、11 ページをお開けいただきたいと思います。上の方でございますけれども、研修でございます。専門職員向けの研修でございますが、これは参加の想定人員を募集人員 20 名ということで募集いたしましたところ、12 機関から 12 名が参加したというものでございます。これは、事前に 25%以上、75%未満の参加割合であった場合はCであるということを決めておりましたので、自己評価もCになっておりますけれども、各委員の評価としてAからCまで分かれております。御意見といたしましては、評価基準について、数値目標がそもそもなじまなかったのではないかとというような御意見でAをいただいた委員、それから、企画時にもう少し参加者推定を平成 14 年度の実績を考慮したものにすべきだったのではないかと、また、これは e-learning の方法も併用すべきだった、これは参加人員の割合のものではなく、恐らく研修の方法についての御意見だと思いますけれども、そういう意見がついてBという御意見。それから、想定参加者数を決めるのは難しいけれども、研修期間など再考すべき課題もあると思われるという御意見で、これはCのままということでございます。それから、E委員は研修は数よりも質である。長期の濃い研修になかなか人を出せない事情がある。だからといって、こういう研修をやめたら進歩がない。企画に工夫をということでBですねということで、Bをいただいております。こういったところでございます。

それで、昨年は事前に決めた基準どおり数としてはCだけでも、下に研修内容でAというのが入っておりますし、参加者の意見ということでAが入っておりますので、小項目としてはB、A、Aでございますけれども、全体的に一番右の欄はAであるという評定をいただいております。

説明は以上でございます。

**外園分科会長** ありがとうございます。

いわゆる評価に数値を取り入れようというのは全体的な傾向でありまして、否応なくこういうことをしなければいけない。とにかく、数で示せということなんですよね。したがって、数でこういうことをやると自己評価はBかCになるんですけれども、この取扱いは下の研修内容と参加者の意見はA、Aですが、これは項目の評価としてはどうしましょうか、Bにしましょうか、Cにしましょうか。Aにはできないと思うんですけれども。

**出塚委員** もともと分母が非常に想定しにくい。だから、分母そのものが考え方によって変わってしまうのだらうと思うんです。そういうことがあるのではないかと私は思ったんですけれども。

**外園分科会長** 確かにおっしゃるとおり。だから、本当はここに書いてあるように、評価基準で数値はなじまないというのはそうなんですけれども、内閣府だけではなくて、すべての評価に数値で判断しろという全体の流れがありますので、どうにかしないといけないんですよね。だから、数値から見るとこれは自己評価にあるようにCなんですよね。

こういう数字を出して、備考が何かに書くということではできるんですか。

**武川政策評価官** はい。備考のところに書いていただければよろしいと思います。全体、数はいろいろ外的な……。

**出塚委員** 数値基準が決まっているから、その意味ではそうなるだらうと思いますね。

**外園分科会長** それでは、C、A、Aで全体がAということはできますか。

**武川政策評価官** 勿論できます。

**外園分科会長** いいですか。だから、来年以降は、この研修の参加割合というものも、もし数値を出すならそれを考えて、どなたかの委員の御指摘にあるように、企画時に平成14年の実績を考慮して参加者推定を行うべきであったということで、それではこうしましょう。数値が出ていますから、研修の参加割合C、研修内容A、参加者の意見A、そして全体をAとして、備考欄に書いてあるように評価基準について数値はなじまないとか、それから……。これはあと私にらせていただけますか。いいですね。大体評価基準と数値はなじまないとか、前年度を考慮しろとか、それから、E委員のように長期の研修で人を出せない事情があるとか、それをちょっと考えて出します。

**武川政策評価官** それでは、次に15ページをお開きいただきたいと思います。これはアジア歴史資料センターに関してでございます。公文書館、外務省外交資料館及び防衛庁防衛研究所図書館が平成14年度に電子情報化したアジア歴史資料の提供を受けるという部分でございます。構築計画といたしましては216万5,000コマ提供を受けるはずだったのでございますけれども、データにいる

いると不備が見つかった等々の関係がありまして、この提供が遅れたということでございますので、平成 14 年度所蔵機関の整備分である資料の約 92%に当たる 199 万コマを入手したということになっております。ということで、自己評価が B になっておりますけれども、B 委員から A の御評価をいただきました。数値目標はなじまないのではないかと。また、D 委員も構築計画に無理があるので見直すべきである。実際にはきちんと仕事を行っているということで、この方は B をいただいているという状況でございます。

御説明は以上です。

外園分科会長 ありがとうございます。

100%以上でないといふ A はつかないのですね。

武川政策評価官 目標を達成すれば 100% ということで A がつくということです。

外園分科会長 「以上」といふのがあるのですね。

武川政策評価官 勿論、これは何%以上であれば A であるといふのは、2 月にお決めいただいているので、そのときに 2 月の時点で、例えば目標は高目に設定してあるけれども、80%を超えれば A にしようとか、そういうことを決めていただければ、そのようになるわけでございますので。

外園分科会長 こういう数字が出て自己評価が B だったら、そういうものかと思えますね。

それでは、構築計画を B、入手状況が A、全体を A にします。そして、先ほどと同じように構築計画とか数値目標とかを B、D、C の委員がお書きになったものをまとめて備考欄に書くということとよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

外園分科会長 数字は面倒なのですが、とにかく数字にしると言われています。120%なんてあるのでしょうか。

伊集院委員 場合によっては……。

外園分科会長 パーセントといふのは 100 が上限ですがね。

伊集院委員 160%とかそういう達成率もあるかもしれません。

武川政策評価官 この目標が低過ぎるといふ御判断があるなら、そういうこともできるかもしれませんが。

外園分科会長 次は、どこでしょうか。

武川政策評価官 これで項目別は以上になります。

外園分科会長 ありがとうございます。

先ほど長倉分科会長代理がおっしゃいました利用案内が何種類もあるというのは、どういうことでしょうか。

( 国立公文書館・入室 )

**外園分科会長** 平成 14 年度移管計画に基づき、6 ページの公開・非公開の審査を行い、順次一般の利用に供するということで、要審査公開文書の存在及び限定提供についての利用案内を明記しておく必要があるということが話題になりました。先日、私も拝見いたしましたが、ホームページできちんと出ております。ただ、利用案内というかパンフレットには書いていないものもあります。利用案内が何種類もあるということですが、公文書館の利用案内というのは、ホームページは別に活字になっているのは何種類もあるのですか。

**石堂国立公文書館総務課長 (以下「石堂総務課長」)** 私ども印刷物を 2 種類つくっております。A 4 版のパンフレットは一般には配布はしておりません。結構高いものでございますから、関係者や広報用に公文書館の業務内容を紹介するために、これをつくっております。それと、一般用にはリーフレットということで、それはほかの博物館とか美術館と同じように、来館者に対して自由に持っていけるようなもので、公文書館の業務や施設案内とかを簡易に記述したものです。閲覧者の方でインターネットを使うという方につきましては、ホームページ上で目録データベースがございますので、その段階で審査・要審査というものがあまして、一般のものは即見られますと。要審査というのは、中に個人情報等がありますから、すぐにはお見せできないので時間が掛かります、そういう御案内をしております。

それと、実際に閲覧に来られた方については、受付窓口でそういう御説明をしますし、レファレンスでも対応しております。ですから、利用者に対してはそういう形でお知らせしているわけでございます。

**外園分科会長** 公開・非公開という問題で、今、私たちがお尋ねしているのは、きっちりした利用案内のパンフレットが出来ていますかということです。

**石堂総務課長** 今ここに紹介として入っております、実際にお使いになる方は目録のデータベースなりレファレンスで対応しているということです。活字では、要審査や非公開について具体的に記述しているものは、はっきり申し上げてありません。ホームページ上はありますけれども。

**外園分科会長** すべての人がホームページを見るとは限らないのではないのでしょうか。パンフレットだけ見て行く人もいると思います。

**石堂総務課長** はっきり申し上げまして勿論それはあると思います。当然、受付のところではレフ

アレンスをいたしますし、まず、問い合わせをしてくると、そういう形で御説明いたしますので、今のところそういう不便さを私どもは余り聞いておりません。勿論、今後そういう御指摘があれば、当然パンフレットに書くということは工夫いたしますけれども。

**外園分科会長** 承ったところによりますと、きっちりしたパンフレットになっていないのではないかと思います。

**石堂総務課長** 私どもパンフレットとリーフレットの二通りつくっております。

**外園分科会長** パンフレットの方は、いわゆる一般の利用者にはいかないわけですね。

**石堂総務課長** いきません。あと、リーフレットについては来館された方が自由に持っていけるというような状態で置いています。

**外園分科会長** 今ここにありますか。

**丸岡国立公文書館次長（以下「丸岡次長」）** 細長いもので、館の入口のところに置いてあります。

**外園分科会長** そこには、要審査とか公開・非公開という項目を入れるお考えはありませんか。

**石堂総務課長** いえ、今後の工夫の仕方です。今度、私どももそれをリニューアルしようとしています。新たな使いやすいリーフレットを考えております。そのリーフレットというのは、どちらかといいますと公文書館の紹介とかそういうものを案内的にやっています。ですから、例えば、私どもが今考えているのは、博物館とかそういうところで、どういう展示のものが置いてありますとか、どういう方が使えますという一般向けの形にしております。御存じのように、私どもの非公開部分というのはごく限定された部分でございます。リーフレットにも個人情報等、合理的な理由により公開することが適当でないものを除き、公開するというを記述しておりますが、具体的に要審査、公開、非公開については記述しておりません。要審査についても、主にプライバシーの問題の部分でございますので、その点については、こういう理由ですということで御説明している。レファレンス等で対応しているということでございます。私どもとしては、実際に閲覧したい公文書にその旨を記述してある訳で、一般用のリーフレットについても、そこまで詳細に記述する必要があるかは、検討することとします。

**外園分科会長** 承知いたしました。検討していただくということで、よりよい利用案内をつくっていただきたいと思います。

**石堂総務課長** 御説明しましたように、ホームページ上の利用案内に公開、要審査、非公開について、きちんと書くような工夫もしていきたいと思っております。

外園分科会長 どうもありがとうございました。

( 国立公文書館・退室 )

外園分科会長 それから、先ほどのアジア歴史資料センターのことですが、90何%でBとつけたのですが、これは字が難しかったからということだったのでしょうか。

武川政策評価官 はい。続け文字でありますとか、そういった非常に難しい字があって、ここに書かれておりますのは、崩し字等による難読な資料が多く不具合が生じたため、両機関からのセンターへの引渡しが大幅に遅れたということです。

外園分科会長 構築計画は216万あって、199万しかできなかったということですか。

武川政策評価官 そういうことでございますね。ですから、これはアジ歴の努力の問題ではないという考えもできることはできるのではないかと思います。いずれにしても、数値的なものは一応書いているので。

外園分科会長 承知いたしました。

それでは、項目別評価表の最終確認は後にしまして、これで審議いただいたということにいたします。

では次に、総合評価ですか。

武川政策評価官 はい。資料2でございます。

外園分科会長 資料2、総合評価表につきまして、各委員からご意見をちょうだいいたしました。私もすべて拝見いたしまして、担当の方といろいろと相談いたしました。素案として各項目別にまとめてみました。それでは、武川政策評価官、読んでいただけますか。

武川政策評価官 はい。それでは、資料2の素案の部分を読ませていただきます。

・項目別評価の総括

1．業務運営の効率化に関する事項

1．業務の効率化に関して

( 素案の上記箇所を朗読 )

外園分科会長 1つ1つ検討していきましょう。文章表現、内容等につきまして、御意見がありましたら承りたいと思います。ないようでしたら、次に行って、最後にまとめて御審議願いたいと思います。

次をお願いします。

武川政策評価官 2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1)歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置

受入れのための適切な措置

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 この文章表現等は、いかがですか。おおむね内容はよいでしょうか。

では、次に行ってください。

武川政策評価官 保存のための適切な措置

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 1. は長過ぎるから、どこかに「、」を打ってください。

武川政策評価官 では「件数名が多く、」で。

外園分科会長 「時間も要したが」も打ちましょう。「多くの時間を要したが、全て処理したことは評価できる」と。

2 も少し長いから「提言を盛り込んだ報告書がまとめられた。」と、そこで文章を切りましょう。そして「項目を」で「、」を入れて、「平成14年度において策定した」と。

ここはよろしいでしょうか。では、次をお願いします。

武川政策評価官 一般の利用に供するための適切な措置

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 「うけいれ」というものに「け」が入っていたり、入っていなかったりしていますので、全文通して検討してください。

それから、3の「国絵図、城絵図、公文付録」、これは公文録だと思いましたが、これは公文書館に確認してください。

3の「今後とも、幅広い年齢層に支持されるデザインの検討など、さらなるホームページの充実」の「デザイン」というのは、ホームページの案内か何かをかわいらしいデザインにしるということですか。

武川政策評価官 デザインに関して御意見がありまして、これは4ページに「利用実績等事業の実施に関する事項」のところで、C委員からいただいている意見だったんですけども、これをホームページということなので前の方のホームページのところに持ってきて書いたということであります。多少、色使い等若年層、中年層のセンスとずれたデザインであると。

外園分科会長 なるほど。「期待する」も入っていいですね。

武川政策評価官 「期待する」も入ってもよろしいと思います。

外園分科会長 では、ここはよろしいですか。各委員の御意見を承りたいと思います。

伊集院委員 これは「入場総数」「入場者総数」。

外園分科会長 「入場者総数」ですね。

出塚委員 この「入場者数」と「入場者総数」とは、どう違うのですか。

伊集院委員 入場者の総数ですね。

外園分科会長 「総」はとってもいいのではないですか。「入場者数」。

ちょうど江戸開府 400 年か何かのイベントと重なったから今年はちょっと多かったと思われます。来年はどうなるかわかりません。毎年増えるとは限りませんね。

伊集院委員 よい企画が出れば。

外園分科会長 それでは、次をお願いします。

武川政策評価官 国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向上のための措置

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 これも文章が長いから、2行目の「国立国会図書館が参加した。」と。

「一部の冊子目録の交換を行ったことは評価できる」は、いいのでしょうか。

長倉分科会長代理 「一部」は要りますか。

外園分科会長 「一部」は要らないですね。

長倉分科会長代理 幾つつくったのか知らないですけれども。

外園分科会長 「リンク化及び冊子目録の交換等」にしましょう。「交換等を行ったことは評価できる」と。

「今後このような協力関係が可能か」、ということとは、「今後どのような協力関係を築くべきか」とかの表現をされたらどうですか。「どのような協力関係を築くべきか、さらに検討することを期待する」とかにしてください。

出塚委員 「構築していくか」ですね。

外園分科会長 そうですね、そうしてください。「今後どのような協力関係を構築していくか」。

この素案2の「歴史公文書等の取り扱いを行っている」と推定される」の「推定」は要らないですね。「歴史公文書の取り扱いを行っている」の後の「と推定される」を切って、「行政機関等 20 機関」、それで大体いいのではないのでしょうか。

ほかは、いかがでしょうか。

長倉分科会長代理 質問していいですか。私、今ごろになって言うのはおかしいんですけども、

国立公文書館というのは司法まで含むのかどうかというのは、私はわからなかったんですが。立法、行政は当然だと思っただけですけども、司法機関は別個に、こういう公文書センターがあるべきなのか、あるのかということがちょっとわからないんですが。

**武川政策評価官** まず、裁判所に関しましては、国会とか裁判所との関係で、枠組みとしては法律上はあるということになっておりますけれども、まだそのルールが確立されていないので移管されている実績がないというようなことでございます。話し合いなどはしている状況というようなことになっております。

**外園分科会長** 基本的には司法は入らない。

**武川政策評価官** 警察庁は一応、行政機関の1つということでありますので。

**孕石企画調整課課長補佐** これは、国立公文書館法の解釈としましては、こういう国の機関は行政機関のみならず、立法機関、司法機関も含まれるというふうに解釈されます。その上で、実際の移管を行うためには、内閣府との間での定めを締結することによって行うこととなっております。現在のところそのような定めというのが立法機関、司法機関の間では結ばれておりませんので、移管は行われていないということでございます。

**長倉分科会長代理** わかりました。

**外園分科会長** ですから、民事判決原本を受け入れるときも大変だったんですね。

では、次に行きましょう。をお願いします。

**武川政策評価官** 保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

(素案の上記箇所を朗読)

**外園分科会長** これは、いかがですか。

では、次をお願いします。

**武川政策評価官** (2)アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供に関する事項

広報活動の充実

(素案の上記箇所を朗読)

**外園分科会長** いかがでしょうか。

では、 に行ってください。

**武川政策評価官** アジア歴史資料データベースの構築

(素案の上記箇所を朗読)

**外園分科会長** 素案1「防衛庁防衛研究所」という表現と「図書館」とあるので、それも統一し

てください。

それから、2行目の「センターへの引き渡しが大幅に遅れるなどしたが」、これは長いから「センターへの引き渡しが大幅に遅れた。しかし、各機関担当者と協議」としたらどうでしょうか。

ほかは、いかがでしょうか。

**伊集院委員** 遡及修正。

**武川政策評価官** 完成しているものをもう一度直して。

**長倉分科会長代理** 2のところ「目録データの付与作業」とあるんですが、目録データに何を付与するんですかね。件名を付与するということなのか、あるいは「目録作業の実施にあたり」でもいいかなと思います。「付与」というのは、目録データに何を付け加えたのか、ちょっとよくわかりませんが。

**武川政策評価官** 目録データをつけ加えるのでございます。目録が引けるように、言ってみればインデックスをつけるような、そういうことではないかと思えます。

**外園分科会長** 国立公文書館の方に尋ねてみましょう。

**長倉分科会長代理** 要らないのではないかと思うんですけども。

(国立公文書館・入室)

**外園分科会長** 3ページの素案2のところ「目録データの付与作業の実施にあたり」というところから、「目録データの付与作業」の「付与」ということについてご説明願います。「目録作業」ではいけないのでしょうか。

**長倉分科会長代理** 何を付与するのか。要らないのではないかと。

**小井沼アジア歴史資料センター次長**(以下「小井沼アジ歴次長」) 目録は幾つかのデータを含んでおりまして、資料の項目から始まって、資料の作成者、資料の作成年月日、それから、資料の概要でございます。これは先頭 300 文字を含んでおりますけれども、そういったものをすべて総称して「目録データ」と呼んでおります。したがって、若干、一般的にはわかりにくい表現だったかもしれませんが。簡単に申し上げますと「目録の作成作業の実施にあたり」と読んでいただいて結構でございます。

**外園分科会長** では「目録作業の実施にあたり」でよろしいですか。

**小井沼アジ歴次長** 「目録作成作業」でございます。

**外園分科会長** 2の「誤字・脱字の遡及修正」というのは、具体的にどういうことでしょうか。

**小井沼アジ歴次長** これは実際にデータベースに入れてしまった後、公開して利用者の方から、

この目録はここの字がおかしいのではないかと、意味を取り違えて書いてあるのではないかという御指摘をいただきます。それを我々でチェックして、確かに間違っていれば、1つ1つ直していくという作業でございます。

伊集院委員 「修正」でも構わないわけですか。つまり「遡及」と言うと……。

小井沼アジ歴次長 はい。「遡及」と言うとちょっと、わかりにくい表現なので。

外園分科会長 いわゆる本文ではなくて、件名なり、こちらでつくったものですね。

小井沼アジ歴次長 そうでございます。

外園分科会長 ちょっとわかりにくい表現だと思imasuので、「遡及」をとったらいかがでしょうか。

小井沼アジ歴次長 とっていただいて結構でございます。

外園分科会長 では、こういたしましょう。よりわかりやすいように、2は「目録作成作業」として、今のは「誤字・脱字の修正などにより」と。

長倉分科会長代理 遡及と言うと、つくったものをもう一度やり直してもらおうということですかね。

外園分科会長 それから、2の3行目「実務担当者による各所蔵機関資料整備」の「各所蔵機関」というのは外務省とか防衛庁のことですか。

小井沼アジ歴次長 はい。

外園分科会長 どうもありがとうございました。また何かありましたら、お願いいたします。

(国立公文書館・退室)

外園分科会長 それでは、次をお願いします。

武川政策評価官 利用者の利便性向上のための調査等

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 これは、いかがですか。

それでは、3をお願いします。

武川政策評価官 3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 これは出塚委員にお願いしないと、私たちにはわかりません。

出塚委員 117万9,000円の損失計上の記載というのは、あった方がいいんですかね。非常に細かく思えるんですけども。

**武川政策評価官** 特に必要がなければ、消した方がよろしいでしょうか。落としても問題はないかもしれません。

**出塚委員** 大きな動きがあるなら当然指摘すべきだと思いますが、100万円のプラマイがあったとしても指摘するにはちょっと、私は思うんですが。

**武川政策評価官** わかりました。昨年度書いていたので、今年も書いたということでございます。

**外園分科会長** この「特段の問題はない」という表現もおかしいですね。問題がなければ書かなければいいし、あるなら表現を変える。これは消してよろしいですか。

**武川政策評価官** はい。去年と同じベースで項目を……。

**外園分科会長** では、出塚委員の御指摘どおりにいたしましょう。

他はいかがですか。

**出塚委員** 「給与改定等に伴う人件費支出の減」というのは「等」があるからいいかもしれないけれども、改定に基づくものが主なものではないでしょう。

**武川政策評価官** 人件費に関しましては、勧告で給与が下がったんですね。それで、当初予定して交付金の中に入っていたものが、払われなかったので残っているのですけれども、それが残っている前提で来年度運営費交付金が減らされるので、とっておかないと来年度お給料がちゃんと払えないと。

**出塚委員** そうですね、積み立てるんですね。これは結構です。

**外園分科会長** ありがとうございます。だから「特段の問題はない」としていると。

他はいかがですか。

**出塚委員** ちょっと気になるのは、当法人で事業収入 305万8,000円あるんですけれども、これをまた増額になるには新たな計画を検討するということがあるんですけれども、あってもいいのかな。というのは、うちがこういうことをどんどんやっていいのかという、むしろこういう努力はやっても公文書館として困るのではないかという。

**武川政策評価官** わかりました。では、削るということで。

**出塚委員** そういう気がちょっとするんですけれどもね。事業収入をどんどん図っていけるというなら、これは例えば、あそこでもいわゆる相当の資料を持っているわけですよ。そういうものがある程度出版するとかそういうような活動ができると言えば、これは大分変わるのだろうと思うけれども、ここの事業収入というのはどうもそういうものではないと。そういう努力をする内容になるのかしらという気がちょっとするんですけども。

武川政策評価官 では、消しましょう。確かに、こういう絵はがきを売ったりするのは本業ではないし、それで事業収入を期待するというものでも……。

出塚委員 事業収入というのは、もっと別の話なんですよ。

外園分科会長 絵はがきで何百万円も収入を得ることはできませんね。出塚委員がおっしゃるように消してもよいですか。

長倉分科会長代理 ほかにいろいろなことをしなければいけない。もっといろいろなものをつくって。

外園分科会長 国立公文書館は、ほとんどの資料は無料で提供しているわけですから。では、これはとりましょう。「13%の減少である。」で、出塚委員よろしいですか。

出塚委員 はい。

外園分科会長 ありがとうございました。

では、4をお願いします。

武川政策評価官 4．人事に関する事項

#### (素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 確かに評価できるのですが、官房長官の名前でどんどん増やせと言わなくてはいけないのですね。減らしたら褒められ、増やしたら叱られる。諸外国に比べて非常に劣っているから増やさないと言っただけです。打ち合わせのときには何も感じませんでしたが、「定員1名を削減したことは残念なことである」とかにすべきところを「評価できる」とはちょっと逆ですね。「抑制に努め、定員1名を削減した。」と、それで終わりました。

「管理部門の効率化による人員の抑制に努め」、これも『「人事に関する計画」に基づき定員1名を削減した』ではおかしいでしょうか。「管理部門の効率化による人員の抑制に努め」というのは要りますか。

出塚委員 事業部門はどうなんですか、変わらないんですか。

武川政策評価官 事業部門は、効率化計画の中でも定員削減の予定にはなっておりませんで、どちらかといいますと管理部門をスリム化しろというのが目的だと思います。

外園分科会長 では、これでよいですね。

では、次をお願いします。

武川政策評価官 . その他の業務実績等に関する評価

#### 1．業務運営の改善に関する事項

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 は「合同委員会を開催し、今後の在り方等について協議した」と。

の「調達仕様書」というのは、具体的にはどういうものですか。

武川政策評価官 デジタルアーカイブズについていろいろ機器を導入したり、そういう場合については、こういう機能を備えていることが必要だとか、そういうことを決めたと。

外園分科会長 策定しただけで、実現はまた次の段階のことですか。

武川政策評価官 そうでございますね。

外園分科会長 いかがでしょうか。

それでは、2に行ってください。

武川政策評価官 2. 利用実績等事業の実施に関する事項

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 「利用実績は順調に推移した」でよいのではないのでしょうか。

では、次の3をお願いします。

武川政策評価官 3. 職員の能力開発等人事管理に関する事項

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 「各種研修に参加した」でよいですね。

では、その他をお願いします。

武川政策評価官 4. その他

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 この「各種調査のやりとり」というのは何でしょうか。

武川政策評価官 「各府省との」でしょうか。

外園分科会長 そうですね。「やりとり」というのは余りにも何か。

武川政策評価官 「連絡」。

それでは、をお願いします。

武川政策評価官 . 法人の長等の業務運営状況

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 1の文章は。

長倉分科会長代理 ちょっと切らないと長過ぎますね。

外園分科会長 それから「的確に行っている」は、館長が的確に行っているではなく、「館長は、

役員会、幹部会及び連絡会議を招集・主宰し」で「、」ですね。それから『「中期計画」及び「年度計画」並びに「四半期ごとの業務執行計画」について』。

長倉分科会長代理 「年度計画を踏まえて策定する」は要らないですね。今、先生がおっしゃったとおりですね。『「年度計画」並びに「四半期ごとの業務執行計画」について』。

外園分科会長 「年度計画を踏まえて策定する」は入れますか。

武川政策評価官 要りません。消しまして、では『「中期計画」、「年度計画」及び』ですね。

外園分科会長 「その執行状況の検証・評価及び達成度等を把握している」として、「また、各業務を計画的、段階的かつ着実に実施するなど、その任務を」ですね。

出塚委員 「実施している」ではないですか。

外園分科会長 「実施している」ですね。「着実に実施している」。ありがとうございました。

ほかに、いかがですか。2は要らないのではないのでしょうか。1番で褒めているのだから。

3は「理事は、研究連絡会議を主宰するなど」にしましょう。理事もいろいろ仕事しているわけですから。「主宰するなど、館の重要事項について基本的な方向の提案」ですか。

長倉分科会長代理 理事は研修をやっているのではないですか。主としておやりになっているんですよ。

外園分科会長 研修まで入れますか。研修は行っているのでしょうか。

武川政策評価官 内容的なことについていろいろと、特に非常に専門的なこともありますので。

外園分科会長 任せていただけますか。今のところは「理事は、研究連絡会議を主宰するなど、館の重要事項について基本的な方向の提案や研修を行うなど館長を的確にサポートしている」、もう少し研修の内容を確認して文章を作成します。それでは、お任せ願います。

では、次をお願いします。

武川政策評価官 . 評価委員会等からの指摘事項等に対する対応状況

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 これは「平成」が入ったり、入らなかったりしていますので、適宜統一してください。

では、次をお願いします。

武川政策評価官 総合評価(業務実績全体の評価)

(素案の上記箇所を朗読)

外園分科会長 「取り組まれる」。

長倉分科会長代理 「取り組む」でいいのではないですか。

外園分科会長 「取り組むことを期待する」。

それから、2の「日・米・中・韓」、これは先ほどのようにきちんと書きましょう。中国語、ハングル、英語と。スペースがあるんだから。

いかがですか、ここは総合評価ですから、文章も含めまして内容も検討してください。

出塚委員 1のところ、項目が違うものが羅列しているけれども、これは1つ、2つ、3つというふうな「 」でくくっていった方が、どうなんですかね。

武川政策評価官 では、(1)(2)と。

出塚委員 かか。どうなんでしょうか。言っていることはいいと思うんだけど。

伊集院委員 確かに、1つの中にいろいろ入り込んでいますね。

外園分科会長 特別展の最後ですね。1番が本来の仕事でしょう。2番が国及び地方公共団体の職員に対して、3番が特別展。 と。

素案の上から2行目の「業務執行体制の着実な見直し」の「着実な」というのは要らないのではないですか。

それから、「見直しなどにより」で「、」ですね。

それから、3行目の「アーカイブズという言葉の浸透とともに」で「、」ですよ。

出塚委員 「感じられる」というのは要るんですか。

外園分科会長 要りませんね。

出塚委員 「高まってきた。」で。

伊集院委員 それと、1の一番下の文章ですね。「ただし」というのが必要かどうか。なくていいのではないかと。

外園分科会長 そうですね。

長倉分科会長代理 「デモンストレーション」ですか「デモンストレーション」で「ン」が入るんでしょうか。

外園分科会長 「講演や、」の「、」は要らないですね。ここに入れるのであれば「デモンストレーションの実施など」で「、」を打って、「講演や、」の「、」をとって。

長倉分科会長代理 デモンストレーションの「ン」が抜けていますね。

外園分科会長 デモではないですね。

長倉分科会長代理 まあ、でも同じ語源。

外園分科会長 各委員、この3は要りますか。

出塚委員 これは入れたいのではないでしょうか。

外園分科会長 やはりボランティアの活用だから、よいことですね。あった方がよいですね。

長倉分科会長代理 守秘義務のことがあるから……。

外園分科会長 でも、やはりあった方がよいですね。

出塚委員 この「今後見込まれるボランティアの活用」というのは、どんなことを具体的に。

武川政策評価官 ボランティアについては御意見をいただいております、前の4ページのその他のところでいただいている意見を、場所として総合評価のところを持ってきたということでございます。

長倉分科会長代理 「国立」ではなく「地方」というのが入るのでしょうね。だから、地方の公文書館と国立とは違うという点。

外園分科会長 これは、各委員から御意見をいただきたいと思います。例えば今、公文書館で行っている1階の展示などの案内はボランティアで行なうとか。博物館とか美術館とかたくさんのボランティアの方が、特に外国では多いですね。ですから、何かそういう申し出があったら検討していただけたらいかがでしょうか。

長倉分科会長代理 国立の場合は、今は余り考えない方がいいと思うんですけども。

出塚委員 今、言っているのは「今後とも」のところですね。

長倉分科会長代理 ええ、ボランティアの問題ですけども。ただ、地方の公文書館というのは人もいないことが多いんですね。日によっては誰も。だから、そういうときにはやはり一応、誰かいてくれるという、受付ぐらいはいてもいいかなと。そういうところでボランティアというのは使えるかなと思ったんですけども、使うべきかなと。

出塚委員 ちょっとそれは早い感じがしますね。

長倉分科会長代理 早い感じはします。ちょっと検討しないと。

外園分科会長 早い感じはしますね。

伊集院委員 まだ、そこまでの整備に行っていない。

外園分科会長 では、今回はこの「ボランティア」をとって、「今後とも各項目毎の評価を踏まえ一層積極的な業務運営に努めることを期待する」ですか。それで「ボランティア」はとりましょ。確かにあるべき姿ですけども、出塚委員のおっしゃるように早いと思われま。

伊集院委員 それから、先ほどの「デモンストレーション」なんですけれども、デモンストレー

ションという言葉ではなくて、もうちょっと日本語でふさわしい表現はないのかなと思うんですが。デモンストレーションというのは、どういう場で使っていますか。

**武川政策評価官** 要するに、皆様の前でやってみせる、アジ歴の画面上でこういう検索ができますとか、こんなものが出てきますとかやって見せるということです。

**出塚委員** どこでやるんですか。

**武川政策評価官** 国際会議の場で。例えば、国際会議の合間とかで宣伝のために。

**外園分科会長** これは今、伊集院委員がおっしゃるように言葉を考えてみます。

**中藤政策評価審議官** 「実演」とか。

**外園分科会長** 私も日本歴史学協会の総会で、参加者は 100 人ぐらいでしたが、みんな驚いていました。学会でこのために 20 分とったのですが、いわゆるデモンストレーションなのです。ただ、私は前から思っているのですが、片仮名というのはやむをえないときに使うべきで、日本語で表現できるなら同意語で表現する。例えば「ホームページ」とか「アーカイブズ」というのはまだ日本語にはありませんから、それらは使います。これらの点に関しては私と事務局にお任せいただけますか。できるだけ日本語を使うようにいたしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

**伊集院委員** これは「範疇」ですかね、言葉にちょっとこだわるんですけども。

**武川政策評価官** 努力の範囲を超えていると。「範囲」とか。

**外園分科会長** これも、ちょっと気になりますから考えてみましょう。

ただ、一番最後の 4 の「公文書館制度の充実・強化に取り込まれる」、その前に「公文書館制度の在り方」が何か入れませんか。「在り方や充実・強化などについて検討することを期待する」とか、という文章にしましょう。

それでは、5 分間ほど休憩にいたします。

( 休 憩 )

**外園分科会長** 再開させていただきます。

次は、資料 3 の「独立行政法人国立公文書館の業務実績に関する評価表（平成 13～15 年度）（案）」でございます。お願いします。

**武川政策評価官** . 中期目標の項目別評価

1. 業務運営の効率化に関する事項

(上記箇所を朗読)

外園分科会長 一番上は「1年2か月から1年以内に短縮した」、そこで「。」しませんか。

武川政策評価官 これは、短縮して10%削減するという中期目標。

外園分科会長 そうですか。では、やはり長くないといけないのですね。

長倉分科会長代理 切ってもいいのではないのでしょうか。「これにより」と言うのだったら、そこは「。」をつけてもいいと思います。

外園分科会長 「1年以内に短縮したことにより」、あるいは「これにより」だったら、「短縮した」で「。」をつけても。

長倉分科会長代理 いいと思いますよ。どちらかですね。

外園分科会長 実際はどうなっていますか。1年2か月から1年以内に短縮するとともに、経費を10%削減するという中期目標が2つあるのですか。

武川政策評価官 中期目標は、「受入れから一般の利用に供するまでの期間を現行のおおむね1年2か月から1年以内に短縮するとともに、これにより、当該作業にかかわる歴史公文書1冊当たりの経費を10%削減する」。

外園分科会長 「これにより」というのは、1年から1年2か月に増やすならよいけれども、減らすということと「これにより」という目標をどうしてつくったのでしょうか。

武川政策評価官 要は、雇っている人の数が同じであれば、処理期間が短くなれば当然何日人という考え方でいうと経費が削減されるということだったんです。

外園分科会長 そうですか。

長倉分科会長代理 切ってもいいと思いますよ。

外園分科会長 だから「これにより」があるのですしたら、「短縮した」で「。」でもいいですね。

長倉分科会長代理 短縮というのは原因で、結果が削減ではないかなと……。

外園分科会長 のばすのですしたら「短縮したことにより」。

長倉分科会長代理 どちらかですね。だけれども、今のお話だと2つあるみたいですね。

外園分科会長 いや、2つあるのではないのです。1年2か月から1年に短縮したのだから削減できた。

長倉分科会長代理 そうということですか。そうしたら、どちらでも同じですね。「短縮した。これにより」といくか、あるいは「短縮したことにより」のどちらかですね。

外園分科会長 それは、お任せください。

長倉分科会長代理 どっちでも同じだと思いますけれども、続けるのは長過ぎますね。

外園分科会長 ほかはいかがですか。

4行目の「殊に」というのは要りますか。

長倉分科会長代理 要らないですね。全然違うことだから。

外園分科会長 よろしいですか。では、次をお願いします。

武川政策評価官 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置

(上記箇所を朗読)

外園分科会長 ここでもまた「範疇」という問題が出ましたね。

上から5行目の「約83万件の行政文書ファイルに基づく審査」というのは、わかりにくいですね。

武川政策評価官 「等」がありますので、削っても特に問題ないと思います。

外園分科会長 説明会などをやって努力してできたというから、これを削ってください。

長倉分科会長代理 切った方がいいでしょうね。時々、句読点を加えた方がよろしいのではないですか。「。」を。

外園分科会長 「しかし」の後ですね。

「国立公文書館の範疇を超えた課題」、「国立公文書館の機能」ではおかしいですか。「能力」ではおかしいから。ここは、どうですかね。伊集院委員、何かありませんか。

出塚委員 さっきは「範囲」でしたね。

伊集院委員 そうですね。

外園分科会長 では「範囲」にしましょうか。

長倉分科会長代理 何の範囲だろうと。いやらしいですが。

外園分科会長 適量とか能力とかそういう意味なのでしょうか。

伊集院委員 そういうものをもろもろ含めて「範囲」ということであれば。

出塚委員 所管のやるべき業務を超えたという意味ですか。

武川政策評価官 法律で与えられている権限といいですか、やるべきことといいですか。

外園分科会長 そうすると「範疇」でもよいのですかね。それだったら「範囲」よりも「範疇」がよい。それでは、これもお任せください。

長倉分科会長代理 ちょっとよろしいですか。外園分科会長が先ほど抜かすとおっしゃった「約

83 万件の行政文書ファイルに基づく審査」というのは、何かこれは挿入した意味があるのではないかと思うんですけども。この行政文書ファイルに基づく審査というのがよくわからないんです。どうということなのかなと思って。

**武川政策評価官** 移管するという申し出があったもの以外にも、移管してもらいたいものがないかということを一先懸命そのファイルを公文書館の職員がくって調べたと。

**長倉分科会長代理** そうすると、これは入れたいわけですね。サーチしたということなんですね。サーチというか、要するに可能性を探ったということなのでしょう。

**武川政策評価官** そうでございますね。

**長倉分科会長代理** そうすると、「審査」ではないのではないですか。

**武川政策評価官** 「調査」でしょうか。

**長倉分科会長代理** 基づく「発掘」とか。「調査」とか、そっちの方ではないかと。

**外園分科会長** 83 万件も本当にやったのでしょうか。

**長倉分科会長代理** 私は、そのところがよくわからないので。

**武川政策評価官** 公文書館に聞いてみますか。

**外園分科会長** それをやるのでしたら、人数を増やさなくてもよいですね。

**武川政策評価官** 本当にやったかどうか公文書館を……。

**外園分科会長** 公文書館の方を呼んでいただけますか。

( 国立公文書館・入室 )

**丸岡次長** 今の 83 万件のお話ですが、これはその年度に保存期限が過ぎる文書全体が 83 万件、これは平成 13 年度だと思えます、去年はたしか 106 万件ありました。3 年、5 年、10 年、30 年とそれぞれ文書によって保存年限が決められていますので、その年度に期限が過ぎる公文書がこの件数があったと。それについて、行政文書ファイルの題名等を見て、これが歴史的公文書で保存に値するものかどうかというのを調べて、これは必要ではないですかと、その結果をその省庁に問い合わせるというようなこと、申し出たもの以外にあるのではないかとということで、行うわけです。

**外園分科会長** わかりました。

平成 13 年度に 83 万件という数字がありますが、平成 14 年、平成 15 年ではそういう努力はされていないのですか。

**丸岡次長** 平成 15 年度、昨年度に保存期限が切れたものは 106 万件。だから、年度によって違うということですね。ここは、たまたま 83 万件を平成 13 年度だけ書いてあるということですから、

平成 14 年度、平成 15 年度それぞれに保存期限が来る文書はあると。

外園分科会長 では、各委員にお諮りしますが、具体的な数字は入れずに、保存期限が切れる行政文書のファイルを行ったという文章でよいですか。

どうもありがとうございました。

( 国立公文書館・退室 )

長倉分科会長代理 数ではなくて、この仕事をしているということに意味があるみたいだから。

外園分科会長 いわゆる保存期限が切れた行政文書のファイルを調査し、保存に努めたとかそういう文章にしましょう。それで各委員よろしいですね。

長倉分科会長代理 はい、お願いします。

外園分科会長 ほかはよろしいですか。 。

では、 をお願いします。

武川政策評価官 保存のための適切な措置

( 上記箇所を朗読 )

外園分科会長 これは「3 か年度」ではなくて「3 か年間」では、だめなのですか。

武川政策評価官 3 か年間といいますか、それでもいいのかもしれませんが。4 月から 3 月を 3 年という意味です。

出塚委員 年度を意味しているんですね。3 期間というか。

外園分科会長 これでいいですね。

では、 をお願いします。

武川政策評価官 一般の利用に供するための適切な措置

( 上記箇所を朗読 )

外園分科会長 1 行目の「移行した当初に」で「、」を打つのではないのですか。

長倉分科会長代理 これも長いですね。

外園分科会長 これで意味はわかるんですかね。

長倉分科会長代理 よろしいですか。この「中期目標終了時までにはすべて一般の利用に供することを目標とされていたが」というのは要らないのではないのですか。飛ばしてもわかると思いますよ。「一般の利用に供されていなかった歴史公文書については、初めの 2 年間で早々に目的を達成した」とすれば。

外園分科会長 長倉分科会長代理、中期目標というのを立てなくてはいけなかったのです。です

から、中期目標が終わるときまでにこれをやろうということになった。

**長倉分科会長代理** だから、それが中期目標前の初めの2年間とここで言っているわけだから。

**外園分科会長** ですから、もしこれをとるのでしたら「歴史公文書等については、中期目標終了まで待たずに」ですか。

**長倉分科会長代理** そうですね。もう一度「一般の利用に供されていなかった」と同じ文章が2度続くから、少しトリミングした方がいいかなと。ちょっとお願いします。先生のおっしゃるとおりですけれども。

**外園分科会長** では、こうでしょうか。2行目「31万冊を超える歴史公文書等については、中期目標終了時を待たずに、はじめの2年間で早々に達成した」。

**長倉分科会長代理** その方がすっきりしてわかりやすいです。

**外園分科会長** 4行目の「既存の目録記述内容の見直しにも力が入れている」、これも要りますか。

**長倉分科会長代理** どういうふうにやっていますかと。

**外園分科会長** 公文書館の方を呼んでください。

96万冊を超えているというのも、これが多いのかどうか分からないですね。

(国立公文書館・入室)

**外園分科会長** 資料3の1ページの「一般の利用に供するための適切な措置」で、上から4行目「既存の目録記述内容の見直しにも力が入れている」と私と武川政策評価官で書いたのですけれども、本当にそうですか。

**石堂総務課長** 事実、当初につくった目録に作成年月日とか作成部局が入っていない部分がありまして、それを今、整備しています。この前ご説明しました資料案内ですが、それらを補完した上で資料案内を作成しているということです。

**外園分科会長** では、頑張っているんですね。

**石堂総務課長** はい、頑張って整備しています。

**丸岡次長** 目録データベースの検索システムを今まではヒットしないようなものを、よりの確に利用に応えるために、それを改善していると。

**外園分科会長** 私と武川政策評価官がこれをつくって、私は余力を入れていないのではないかと実は思っていました。

**丸岡次長** いえ、非常に力を入れているんです。

外園分科会長 どうも失礼いたしました。

石堂総務課長 デジタルアーカイブの目録データベースの検索システムを充実をするためには、作成部局や作成年度を整備しないと、今、次長が申しましたようにヒットしていかないものですから。

外園分科会長 ありがとうございました。

ついでに『「北の丸」の編集上の改善などにも意が注がれている』と。あれは英文か何か入れているのですか。こういう表現はどうか、「編集上の改善などにも意が注がれている」、「ホームページの充実」はよいですね。『ホームページや研究紀要「北の丸」の充実など』でよいですか。

「入場者数が大きく伸びたことは特に評価できる」というのは、とりあえずよいのですけれども、来年以降困るからこの表現はどうしましょう。

石堂総務課長 テーマによりますので、たまたま去年は江戸開府 400 年ということでしたし、今年ちょうど日米和親条約の締結からちょうど 150 年に当たるということや、新撰組のテレビ放送がありまして、丁度時機を得たテーマだったものですから。

丸岡次長 あと、当然天候とかそのようなほかの条件もございます。

外園分科会長 どうもありがとうございました。

( 国立公文書館・退室 )

外園分科会長 目録記述内容の見直しに力を入れているということがよくわかりました。

の下から 2 行目『ホームページや研究紀要「北の丸」の充実』として、「編集上の改善などに」はとります。

一番最後「特に」はやめて「入場者数が伸びたことは評価できる」と。

では、をお願いします。

武川政策評価官 国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向上のための措置

( 上記箇所を朗読 )

外園分科会長 「防衛庁防衛研究所図書館」とあった方がよいかもしれませんね。

長倉分科会長代理 そうですね。さっき外したけれども。

外園分科会長 3 行目に「冊子目録の交換」とありますが、今まで行っていなかったわけですか。

武川政策評価官 そのようでございますね。

外園分科会長 これは評価できると言っても当たり前のことですね。

武川政策評価官 一部ですね。先ほど一部と。

外園分科会長 よろしいですか。

長倉分科会長代理 交換する先が増えたのと違いますか。やっていたけれども。そういう意味とは違う。

外園分科会長 この4つがやりとりをようやく始めたということです。

長倉分科会長代理 そうですか、ごめんなさい。

外園分科会長 ですから、信じられない。

では、をお願いします。

武川政策評価官 保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

(上記箇所を朗読)

長倉分科会長代理 させにくい現状で貢献している……。

外園分科会長 難しい現状の中で頑張っている、だから、それでやめたらいけないよということですね。

次にいきましょう。

武川政策評価官 (2)アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供に関する事項

(上記箇所を朗読)

外園分科会長 1行目の「精力的なデータベースの構築」、「積極的」あるいは何かよい言葉はありませんか。

長倉分科会長代理 「積極的」の方がベターですね。そうすると「積極的」が2つ並ぶんですね。だから、どちらか変える。

出塚委員 なくてもいいですね。

長倉分科会長代理 なくてもいいような気がする。そうすると「不断の取組み」というのは要りますか。

外園分科会長 「不断の取組み」を入れるのでしたら「データベースの構築や利用者の」。不断の取組みだったら、データベースを不断にやっているということですね。では「精力的な」をとって「データベースの構築や利用者の利便性向上への不断の取組み」と。それでよろしいですね。

では、3をお願いします。

武川政策評価官 3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項

(上記箇所を朗読)

外園分科会長 内容は出塚委員にお願いするしかありません。お願いできますか。

出塚委員 はい、どうですか。

武川政策評価官 出塚委員に書いていただいたので。

外園分科会長 それならもう別に。

出塚委員 借入金について該当なしというのは、強いて言う必要があるのかどうか。この項目に沿って整理したという話です。

外園分科会長 でも、項目があれば書いた方が安心するのではないですか。

出塚委員 その他は言いたかったんだけど、余計なことか。

外園分科会長 「他の独立行政法人と異なり比較できない事業であると考えられる」。

では、次の4をお願いします。

武川政策評価官 4. 人事に関する事項

(上記箇所を朗読)

外園分科会長 「ふさわしい」で「、」を入れますか。

武川政策評価官 内閣官房長官主催のというのは、ここに入れた方がよろしいですか。

外園分科会長 書いてもよいかもしれませんね。

では、次は1、2、3まとめてください。

武川政策評価官 . その他の業務実績等に関する評価

(上記箇所を朗読)

外園分科会長 とりあえず、そこまでで終わりましょう。

1の「安全性の確保や危機管理にも努力が見られる」というのは「安全性の確保や危機管理に努めたことは評価できる」とか、「努力が見られる」という表現は今までなかったですね。

それから、2のレファレンスの問題ですけれども、最後の「利用者の拡大への対応として必要な措置である」というけれども、前半部分はよいのですが、「利用者責任の明確化や営利目的の複製・複写出版については使用料を徴収する等の利用規則の改正を行ったことは」、「利用者の拡大」ではなくて「利用者への対応として」ならよいのですが、「拡大」となるとどうでしょうか。

長倉分科会長代理 全く増えなかったら。

外園分科会長 減るのではないですか。ですから「利用者への対応として必要な措置である」と。「の拡大」をとりましょう。

長倉分科会長代理 よろしいですか。1のところですけども「館内の秩序の維持等のため」、

これは前にもあったんですが、入館証着用要領を制定したんですけれども、要領を制定して実施しているんですよね。だから、制定しただけで実施しているかどうかというのが書いていないから、要領を制定しただけではまずいかなと。

**外園分科会長** 「制定し、その実施に努めるとともに」ですね。

**長倉分科会長代理** それは、同じものが前のところにもあったんですね。さっきからちょっと気になっていて。

**外園分科会長** では「着用要領を制定し、それを実行するとともに」ですか。

**長倉分科会長代理** 制定し、それを決めるということを強調する必要はなくて、「着用を実施した」でいいのではないかなと思ったんですけれども。やはり要領をつくるということに意味があるのかな。そのところがよくわからないんです。

**出塚委員** 2の5行目、営利目的の復刻・複写出版等の規則改正というのは、どういうことなんですか。

**武川政策評価官** この部分については、利用規則に従来はなかったということで、こういうものは非常に例外的に少なかったら、何となく無料でよかったのかもしれませんが、こういうものが増えてきて、出版物の半分以上がそういった公文書館の資料の3分の1でしたか、複写の写真でできていて、それを営利目的で売るといような場合には、やはり使用料をこれだけ取るという規則を新たにつくって、利用規則の中に入れたということでございます。

**出塚委員** つまり、この営利目的行為がどこまでできるかというのがちょっと。

**武川政策評価官** 営利目的で複写出版することは別に禁じられていないわけなんですけれども、今まではお金を取るようになっていなかったの、それが無料でできていたということでもありますけれども、そういうものが非常に少なかったら別にそれほど大きな問題にはならなかったわけですが、そういうものが増えてきますと、やはりそういうことでお金を取らないと、ちょっとおかしいのではないかということになって。

**出塚委員** 要は、こういう出版物をどんどんやろうという方向だという意味ですか。

**武川政策評価官** この営利目的の出版をやるのは別の出版社とかそういう会社でありまして、そういう出版社が公文書館の資料を使って本にして、それを売ってしまうというものに元が無料だと、どんどんできて……。

**出塚委員** わかりました。

**外園分科会長** 今でも原則的には、公文書館は無料で提供しているのですね。それで自分のとこ

るの資料を使って、今、評価官が言われたように、ある1冊の本の3分の1が公文書館のものだとどうしようと、それで、そこでお金を取るうということになったわけです。入館証着用要領も確認したいので国立公文書館の方を呼んでください。

(国立公文書館・入室)

**外園分科会長** 2ページの「その他の業務実績等に関する評価」で、1の「館内の秩序の維持等のため、入館証着用要領を制定するとともに」の入館証着用要領という決まりをつくられたのですか。

**石堂総務課長** はい、つくりました。

**外園分科会長** その決まりはどのようなものですか。首からぶらさげるのですか。

**石堂総務課長** そうです。例えば職員、それから、閲覧者用、ゲスト用という何種類かの。

**外園分科会長** そうすると、今度はその要領を制定するとともに入館証着用の必要がありますか。

**石堂総務課長** はい、4月からやっております。

**外園分科会長** 今、問題になっているのは、要領を制定したら実施しているのではないかということですか。

**石堂総務課長** はい、制定して実施しております。

**外園分科会長** 「制定し、実施」にしますか。では、文章もそうさせていただきます。

それから、2のところのいわゆる「使用料を徴収する等の利用規則の改正」、いわゆる営利目的の復刻・複写出版については使用料を徴収する利用規則の改正、ということでしょうか。これを説明してください。

**石堂総務課長** 一定割合の出版物の中において、私どもの貯蔵資料を例えば50%以上使っているとか全部使っているという場合については、一定料の使用料をいただきますという形にしております。普通、自分の研究目的で使う部分については無料でございますけれども、要するに、有料の出版物として出すという場合で、所蔵資料の掲載割合がある程度の割合を占める場合には、使用料を何%いただきますという形の規則改正をしております。

**外園分科会長** 具体的な金額になるのですが、それは他機関を参考にして決めたのでしょうか。

**石堂総務課長** それは国会図書館もそういう形にしております。

**丸岡次長** 商業出版に対して一定の割合でこういうふうに行っているのを、うちはやっていなかったと、これは必要ではないかというのでつくったと。

**石堂総務課長** 聞くところによると、国会図書館も会計検査院からそういう御指摘を受けてから

やったということで、私どももそれに倣って、同種のものとしてそういう均衡を保った上で料金設定をしたということでございます。

**丸岡次長** あと、 の1は「着用し、実施」ですけれども、これは平成13年度から平成15年度という、実施したのは平成16年4月1日ですので、この平成13～15年度だと要領を制定したまでなんです。この評価表が平成13年度から平成15年度で、実施したのは平成16年4月1日ですから。

**外園分科会長** 平成13年に制定したのですか。

**丸岡次長** 平成15年度に制定して、実施したのは平成16年4月1日だから、平成16年度に入ってしまうわけですね。だから、ここに書くのだったら、やはり平成15年度までは制定と。

**外園分科会長** 具体的に平成15年度に要領を制定と書いてよいですか。

**丸岡次長** 実施が平成16年4月1日ですから、そうすると、実施は平成16年度になってしまいます。

**外園分科会長** ここには入らないですね。

**出塚委員** 「実施」とは書けないわけですね。

**丸岡次長** そういことです。今は実施していますけれども、平成15年度までの評価ですので、この時点で言うとなつた。

**長倉分科会長代理** わかりました。

**外園分科会長** 使用料のことで出塚委員、よろしいですか。

**出塚委員** 結構です。

**長倉分科会長代理** 独立行政法人国立公文書館利用規則がありますけれども、その何条か。私もちょっと見たんですが、16条の2ですね。前項の出版掲載等利用証に申請が……有償で頒布するためのものである場合、または営利を目的として有するための場合には、館長はその承認に当たり別に定めるところに歴史公文書等出版掲載等の使用料を徴収する、これが改正の平成15年3月31日を書いてあるんですね。わかりました。

**出塚委員** 何条ですか。

**長倉分科会長代理** 16条。

**石堂総務課長** 事実、実際に1件ございまして、それなりの使用料を取ってございます。

**外園分科会長** 利用するときには事前にわかっているわけですね。

**石堂総務課長** はい。実際、実績としてたしか2件15万円ほど。料金と出版部数について幾らと

いう決め方をしております。

外園分科会長 ありがとうございました。

( 国立公文書館・退室 )

外園分科会長 それでは、最後のページをお願いいたします。

武川政策評価官 実は、先ほどの「館内の秩序の維持」というところで、別の平成 15 年度評価のときに外園分科会長から御指摘をいただいて、「安全管理」という言葉に置き換えるように御指示を受けておりましたので、ここも「庁舎の安全管理」という言葉に変えさせていただいてよろしいでしょうか。

外園分科会長 「館内の秩序の維持等のため」というのを「庁舎の安全管理のため」でよろしいですか。

武川政策評価官 . 法人の長等の業務運営状況

( 上記箇所を朗読 )

外園分科会長 2 行目の「一体感の醸成に意を砕きつつ、格段の」というのは「意を砕くなど」ですか。

長倉分科会長代理 「砕きつつ」は要らないのではないですか。

外園分科会長 要らないですか。

長倉分科会長代理 「意を砕き」で、「つつ」はなくてもいいような気がします。

外園分科会長 「意を砕くなど」が要りますか。

長倉分科会長代理 そうですね。

外園分科会長 「意を砕くなど、格段の指導力を発揮した」と。

長倉分科会長代理 一生懸命やっていますから。

外園分科会長 普通の人にはできないです。

長倉分科会長代理 それから、さっきの理事について研修を入れるかどうか、ちょっと検討してください。

外園分科会長 「研究連絡会議を主催するなど」で、そこで研修を入れるか、この文章は任せてください。

では、次の総合評価をお願いします。

武川政策評価官 総合評価（業務実績全体の評価）

( 上記箇所を朗読 )

**外園分科会長** 「利用者ニーズ」という表現も日本語に変えましょう。「利用者の要求」か「要望」か。

それから、最後の3行目「今後は、遺漏なく対応を図るとともに」、やはりこれは同列ではないのですよね。一応「今後は、電子政府化の急激な進展の対応などに、遺漏なく対応を図ることを努めたい」と文章を切って、そして、その後に段落があって「管理の在り方」としますか。これは「公文書館に期待する」ですね。

**武川政策評価官** はい。内閣府での検討を単に見守るだけではなく、いろいろと提案をしていてほしいと。

**外園分科会長** 公文書館の方から何か提案しろということですね。「今後は、電子政府化の急激な進展への対応などに、遺漏なく対応を図ることを努めてもらいたい」というような文章があって、「なお、公文書全般の管理の在り方に関わる多くの課題は」……。「努力を超えた」は「範疇を超えた」ですか。「超えた課題を多く含んでいるので、内閣府における検討に際しては、公文書に関わる専門機関として、深い知見に基づく提案が出されるよう」の後の「、」は要らないですね。

**伊集院委員** 「公文書全般の管理の在り方」、管理に絞ってしまうのではなくて「公文書全般の在り方に関しては、独立行政法人である国立公文書館の努力を超えた課題を多く含んでいる」という感じでもいいのかなと。

**外園分科会長** 管理だけではなくて公文書全般の在り方ですね。ですから「管理」をとりましょう。

**長倉分科会長代理** とってしまおうと……。

**外園分科会長** おかしいですか。

**長倉分科会長代理** いえ、とってしまおうと、公文書全体の在り方と言うと、公文書の作成自体からかわってこなければならなくなるから、ちょっとそのところが。

**外園分科会長** では「公文書全般の管理などの在り方」ですか。

**伊集院委員** 「公文書館全般の」……。

**長倉分科会長代理** 管理する公文書をどういうふうにお書きなさいとか、どう作成しなさいということまで入ってくるようになりませんか。

**外園分科会長** なりますね、「在り方」ですからね。

**伊集院委員** だから「公文書」ではなくて「公文書館」ではないですか。「公文書館全般の在り方に関しては、独立行政法人である」と。

**外園分科会長** やはり「管理の在り方」ですか。

**伊集院委員** 「公文書」だと管理になりますよね。「公文書館」とすれば、公文書館の抱える課題はということになれば違うのではないかと思います。

**出塚委員** 公文書館の課題なのか、公文書全般の管理についての在り方とか。

**外園分科会長** このままでよろしいでしょうか。「公文書全般の管理の在り方に関わる課題」、これは公文書館ですからね。

**長倉分科会長代理** では、ここを「課題は独立行政法人である」ではなくて「独立行政法人としての」と、だからちょっと困るんだよというのを含めると、「独立行政法人としての国立公文書館」、そうすると「範疇」になるかもしれない。

**外園分科会長** 「範疇を超えた課題を多く含んでいるので、内閣府における検討に際しては、公文書に関わる専門機関として」。

**長倉分科会長代理** その方が、何かこれではだめよという感じに。

**外園分科会長** それでは、今の総合評価の「利用者の要求に対応した」、それから「今後は、電子政府化の急激な進展への対応などに、遺漏なく対応を図っていただきたい」という文章ですね。「なお、公文書全般の管理の在り方に関わる多くの課題は独立行政法人としての国立公文書館の範疇を超えた課題を多く含んでいるので、内閣府における検討に際しては、公文書に関わる専門機関として、深い知見に基づく提案が出されるよう期待する」。

では、最後をお願いします。

**武川政策評価官** 主要事務事業や組織の在り方についての意見

(上記箇所を朗読)

**外園分科会長** 最初に少し躊躇していたのですけれども、やはり私は国の機関に戻すべきだと思っていますし、はっきりここで書いた方がいいと思って、このような文章にいたしました。ただ、一番上の行で「目標の明確化と第三者による評価」というのは要るのですかね。第三者による評価というのは、私たちではないのですか。

**武川政策評価官** 効率化が図られたということの評価しているわけなんですけれども。

**外園分科会長** 「第三者による」という表現が要るのですか。あった方がよいですか。

**武川政策評価官** ここで言いたいのは、要は効率化したということが独法でないと効率化できないのかという問題があると思うんです。では、今までの国の機関は効率化していたかという問題がありますので、要は独法の1つの特徴として目標が明確化されるとか、第三者評価があるというこ

とが挙げられているんですけれども、それはもし国の機関に戻したとしても、そういった仕組みは残しておけば、やはり効率化が図られるということになりますので、効率化の図られた原因は何かということを書いておいた方がいいかなと。

**外園分科会長** わかりました。この原案は、私が武川政策評価官と相談してつくったのですが、いかがでしょうか。

**長倉分科会長代理** 文章なんですけれども、一番下から4行目ですか「その際、現在の内閣府と国立公文書館とによる分担」というのは、何が分担かと。機能分担とか業務分担とか何か入れないと。機能が分化してしまったのではないですか、今。そこがちょっと問題だと思うので、機能というのは機能分離の方がむしろ強いぐらいだと思うんですけれども。

**外園分科会長** 「機能分離」でいきますか。

**長倉分科会長代理** そこまで言うてしまうと言い過ぎですか。「分担」でいいなら。

**外園分科会長** 「役割分担」ではないですね。

**武川政策評価官** 行政評価局とか管理局の言い方では、いろいろな事務・事業がほかの実施主体とどのような分担関係になっているのかということをよく問題にしますので、それで分担という言葉を使って。

**長倉分科会長代理** そういうふうに文章をつくっていいというのであれば結構だと思います。普通だと、何か入れないと。

**武川政策評価官** では「機能分担」でも。

**長倉分科会長代理** でも、機能分担に本当になってしまったのか。そこまではっきり分かれたかなというの、ちょっと問題があるので。

**武川政策評価官** 機能が分担されているということで。実施機能だけに特化して独法をがつくられているということでございます。

**外園分科会長** では、これは武川政策評価官に一任いたします。

ほかはよろしいですか。ほかの先生方、いかがですか。

それでは一応、この平成13～15年度の評価表というのは終えたということで、30分休憩でいいですか。どうもありがとうございました。

( 休 憩 )

**外園分科会長** お待たせいたしました。

最初に、独立行政法人通則法第 38 条第 3 項に基づき、財務諸表を主務大臣が承認するに際して、評価委員に対し意見を求められております。前回の分科会の際、この分野の専門家でおられます出塚委員に御検討をお願いしておりました。出塚委員から御説明をお願いいたします。

**出塚委員** では、財務諸表については、総合評価でも記載してありますとおり、非常にしっかり執行されているので特段申し上げることはないと思っております。

**外園分科会長** どうもありがとうございました。出塚委員がそう言われるのであれば、分科会としては財務諸表を了承とさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**出塚委員** ありがとうございました。

**外園分科会長** ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。いつものことながら出塚委員には、大変お世話になっております。

では、次は総務省からのものですか。

**武川政策評価官** はい。

**外園分科会長** 次に、中期目標期間終了時の独立行政法人の事務・事業の見直しに関しまして、総務省より法人の事務及び事業に関する見解等について照会が来ております。また、その照会に対する当委員会の見解等について御検討いただく必要があります。これにつきまして、まず事務局から御説明いたします。

**武川政策評価官** それでは、資料 4 をごらんいただきたいと思います。この資料 4 の事務連絡でございますけれども、これは総務省に置かれております政策評価・独立行政法人評価委員会、俗に村松委員会と呼ばれているものがございまして、その事務局から私どもの部屋に対して送られてきたというものでございます。評価の担当ということでございまして、総務省のカウンターパートということになります。

そこに書かれている文面でありますけれども、まず 1 のところに独法の見直しにつきまして、去年 7 月 1 日に出されました「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針」というものに基づいて、独法を所管する府省等の見解を把握して、審議の際の参考として活用したいということでもあります。従来から、この視点に沿って法人そのもの、それから、所管している府省、それから、各府省の評価委員会の見解を照会しているものということです。

その次のページに「今回は貴府の見解等を中心に記載していただくこととし、当該独立行政法人

及び貴府独立行政法人評価委員会の見解等については、記載する必要がある場合に、該当する欄に特記してください」ということになりました。

今までの情報によりますと、こちらに資料5というものを用意しておりますが、すべての項目に関して答えなければならないという方向で情報がありましたので、そういう方向でつくっておったんですけれども、7月27日になりまして、すべてに答える必要はないということになりましたので、省いてもいいのではないかとこのところを括弧でくくったような形で資料を用意しております。

お時間があと30分弱になってまいりましたので、特に御説明したいところだけということでもよろしいでしょうか。

**外園分科会長** はい、お願いいたします。

**武川政策評価官** それでは、まず、国が関与する事務・事業としての必要性というところで、上から3つ目の箱をごらんいただきたいと思います。この事務・事業を継続的に実施しても、元の目的が達成できないような状況になっていないかということでもあります。ここについて、ちょっとこちらの評価委員会の今までの御議論の中で問題とされているところを記載しておけばどうかということに記しております。

『独立行政法人である国立公文書館の努力の範囲を超える制度的要因等のため、国家の重要な記録が適切に公文書館に移管されている状況とは言いがたい』。公文書館の本来の目的が若干、今のままではちゃんと生かされないという問題意識であります。

その次の次の欄でございますけれども「ほかに想定される手段の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか」ということです。

「独立行政法人である国立公文書館は、内閣府と各府省庁との協議に基づく移管計画により受け入れることとなり、移管手続きが間接化したことや、行政情報公開法の施行等の要因により、移管が激減したこと、立法府や司法府からの実際の移管についての協議がなされていないこと、ポスターや白書などが移管対象になっていないことなど、独立行政法人である国立公文書館に受け入れる以前の段階で解決すべき課題が多く、それらの課題を含め、政府として、公文書の管理に関わる体制を根本的かつ早急に検討すべきである」

そういう問題意識を入れておきました。

**外園分科会長** 最初の行の「内閣府と各府省庁」の「府」は、内閣府だけではなくてほかにもどこかあるんですか。

**武川政策評価官** 内閣府だけでございます。要するに、内閣府が内閣府と協議すると。

中藤政策評価審議官 中の話ですか。

武川政策評価官 次です。「社会経済情勢の変化の状況」というところでございますが、そこに e - Japan の関係とかデジタル化の関係も書きまして、電子政府の関係があるんですけども、それ以外に総理の施政方針演説でありますとか、5行目のところですけども『平成16年1月の総理の施政方針演説で、体制整備を図る旨が言及されたり、同6月には内閣官房長官主催の「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」（以下「官房長官懇談会」という。）から報告書が提出されるなど、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制整備が喫緊の課題であるとの認識が政府部内でようやく高まった』ということを入れてはどうかということを書いております。

それから、3ページ目をお開きいただきたいと思います。「現行の実施主体の財務状況」というところで、下から2番目の箱でございますが

『独立行政法人国立公文書館の行う事業は、自己収入が見込めず、ほとんどが運営交付金によって行われている。運営交付金の範囲において効率化に努力しつつ、適切に事業が実施されてきており、財務状況は健全であるものの、毎事業年度において運営交付金の削減が行われた場合には、事業の適切な実施を確保できない恐れがある。本事業の適切な実施は国の基本的な責務であることを踏まえると、特段の考慮が必要である』

この辺を入れておきました。

出塚委員 この「運営交付金」というのは「運営費交付金」ということですね。「費」が落ちています。3か所ぐらいありました。

武川政策評価官 はい。失礼いたしました。

次に、4ページ目でございます。分担関係について書く欄がございます。上から2つ目の箱に、当該分担関係は、事業開始以降またはそれ以前と比較して、どのように変化しているか。これにつきましては、移管が間接化したことで移管冊数が激減したという辺りを書いておきました。

その下「現行の分担関係には、どのような効果があるか」。

『国の機関から受け入れた以降の歴史公文書等の保存、一般の利用に供するための事業については、目標の明確化、第三者評価等の仕組みを持つ独立行政法人に移行した国立公文書館で行うことにより、効率的に行われているが、国の重要な意思決定の記録を確実に国立公文書館に受け入れることができるかという観点からみれば、受け入れの機能が分断されていることは、効率性や有効性の点で問題がある』

以上を入れておきました。

その下は、分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるかということですが、これについては、現在の分担関係を見直すべきであるということを入れておきました。

その下ですが、現在の組織形態が引き続き担うことにより、どんな効果があるか。要するに、引き続き独法でやっていくと、どんな効果があるかということでもあります。

『本事業の実施は、国家の基本的な責務・機能であり、継続的かつ確実に行われることが制度上担保される必要がある。その点においては、独立行政法人という組織形態はその必要性を満たしているが、国の重要な意思決定の記録について確実に移管を受けるという点について、現在の国立公文書館は実施機関である独立行政法人にすぎないため、公文書について知識・経験のある人材を擁しながら、国の機関と直接の協議ができないこと、制度面や体制面での企画立案ができないこと等、制約となっている問題がある。また、P 1 で言及されている内閣官房長官の懇談会報告において提言されている中間書庫についても、国の機関の現用文書の管理は独立行政法人という形態のままでは国立公文書館で行えないのではないかと危惧されている』

その辺を入れておきました。

次のページですが、一番上です。この事業を民間の主体とか地方でやるとか、それから、国が直接行う事務にした場合はどんな問題が生じるかという欄であります。

『国の重要な意思決定の記録である歴史公文書等を適正に保存し、利用に供することは、国の基本的な責務・機能であるが、業務の一部を効率的に民間に委託する等は積極的に行うべきであり、現に行われている。しかし、確実に実施されなければならない、かつ、一つの主体に独占して行わせることが適当であるので、この事業を民間の主体に移管することは適当でない。国が直接に行う事務・事業とする場合は、歴史公文書等の適切な移管等、国立公文書館が受け入れる前段階においての制度・体制等の企画立案や、国の機関との直接の協議などが、一体的、効率的に行うことが出来る。保存や利用に供するための実施事務についても、目標の設定や第三者評価など、効率化を担保する仕組みを残すことができれば、効率性や組織の活力が低下することはないと思われる』

国の機関に戻して、また効率性が落ちないかという危惧があると思いますので、その辺りを書いておきます。

それから、公務員でなければならないのかということもありますけれども、その次の箱です。

『公文書等の保存・利用は文書のライフサイクルの最終局面に当たり、現用文書を含めた公文書の管理システムの一環をなすものであることから、公務員が担う必要がある。

また、非現用であっても、基本的にはこの世に1冊しかない、国の重要な歴史公文書等の評価選

別、適切な保存及び公開の判断を担う国立公文書館の運営は、各方面の信頼性の確保が極めて重要であり、厳格な守秘義務や政治的中立に関する義務を課せられた公務員が担当する必要がある』

このような案にしております。

それ以降は、効率化や質の向上がやられてきたかということで、これは中期目標等に沿ってやられてきたという評価をしているということを書いております。

それから、7ページに飛んでいただきまして「過去の見直しの経緯及び効果」というところなんですけれども、下半分であります。過去の見直しとしては、平成13年度には独法になったときかなり大幅な事業の見直しがされているということと、まだ実施はされておりましたが、平成16年6月に官房長官懇談会から報告書が出され、平成13年度以降の問題点についても検討の上で、今後の方向性の提言がされたということで、実施はされておられませんけれども、見直しした結果の提言が出されているということを書いております。

その次の欄に、その見直しのねらいはどうなっていて、どんな効果が得られたのかということところです。

『平成13年度の改革においては、国が自ら主体となって実施する必要の無い実施事業を分離して独立行政法人に行わせることにより、効率化を図ることがねらいであった。独立行政法人制度の特徴のひとつである目標の明確化と第三者評価等により、業務の効率化、組織の活性化が図られたことは評価できる。』

平成16年6月に出された官房長官懇談会報告書は、国立公文書館に歴史公文書等が移管されたあとの保存や利用に供するための事業の効率化のみならず、国の重要な意思決定の記録が、確実に作成、保管、移管、保存、利用されるという、「国家の選択と経験を目に見える形とした遺産」が現在及び未来の国民に共有されるための有効かつ効率的な体系について、全体を俯瞰し、現状を分析し、課題を洗い出し、今後の方向性を提言している』

官房長官懇談会報告書の位置付けを評価委員会として、どう認識しているかということを書いております。

このかぎ括弧の中の「国家の選択と経験を目に見える形とした遺産」という言葉なんですけれども。

**外園分科会長** これは報告書の文章ですね。

**武川政策評価官** 報告書の中からそのままとっているわけではないんですけれども。

**外園分科会長** よいのではないのでしょうか。

**武川政策評価官** よろしければ。

大体、内容としてはこんなところを回答してはどうかという案になっております。

アジア歴史資料センターの方は、基本的には今までの評価書にのっとりまして、きちんとやっているということでありまして。国に戻す必要があるとかそういうことは、アジア歴史資料センター関係については書いておりません。

これは結局、かぎ括弧でくくってしまったんですけれども、ただ、アジア歴史資料センターだけを独法に残すとした場合には、3ページ目、これは評価委員会としてもものを言う必要性は特にないかなということで括弧でくくってしまったんですが、アジア歴史資料センターにつきましては、非常勤の所長がおられるんですけれども、それ以下、全部含めて10人体制になっておりまして、常勤の国家公務員の定員が3人にすぎませんので、そういう小さいところが独法として独立した場合には、かえって管理部門を独自に持つというようなことも出てきて、効率性に問題があるのではないかということが危惧されておりますけれども、これは評価委員会として指摘をあえてどうしても特記しないといけないということではなく、恐らく省庁においてその辺は判断されるのかなと思って、特に書かなくてもよろしいのではないかとということで括弧しております。

アジ歴の方については常識的な評価といいますが、そういう形で書いております。

御説明は以上でございます。

**外園分科会長** ありがとうございました。

どこからでもよろしいですから、御意見・御質問を承ります。

**長倉分科会長代理** 先ほどの「運営費」というのは、みんな「費」が抜けていますね。アジ歴の方です。

**外園分科会長** では、その点を直していただきます。

ほかにございませんか。

**出塚委員** 結果として括弧は外すんですね。

**武川政策評価官** 括弧の部分は、あえてすべての欄に入れるということで書いてみたんですけれども、急にすべての欄に書かなくていいと言われたので、括弧の部分はとくに書かなくても恐らく、割と事実関係の照会であったり、当初の目的は何ですかというものであったり、割と言い換えて聞いているものが多いんですね。この効果は何ですかと聞いて、次の括弧で、それがなかったらどんな問題がありますかというふうに裏表の問題になっているものもありますので、主務大臣が事実関係として答えているとか、それと同じことを書かなくてもいいだろうと思われる部分は書き込まな

くてもいいのではないかとということで括弧を入れております。括弧がない部分は、やはり評価委員会として特記していただいた方がいいと。

**外園分科会長** ですから、今の括弧したものは削るわけですね、白紙にするわけですね。

**武川政策評価官** はい。削ってもいいのではないかと思います。

**外園分科会長** その方がめり張りがついて、いいかもしれませんね。

ほかにご覧いませんか。

**伊集院委員** 括弧したもので入れる方がいいかなと思うものがあるかなと思って見たんですけども、結構ではないかと思います。

**外園分科会長** ありがとうございました。

**中藤政策評価審議官** お手元にありますけれども、内閣府は内閣府として括弧に更に特記するような形で、評価委員会としても特にプラスアルファで付言したいと、こういう形になりますので、例えば今、出塚委員がおっしゃいましたような国家の重要な意思決定、恐らくこの趣旨はこちらの府省の方に入りますので、そういうダブりの言い返しみたいところはもう少しめり張りをつけて入れるような格好で。

**外園分科会長** それでは、事務及び事業に関する見解案は、これで決定とさせていただきます。

**武川政策評価官** 8月4日に、評価委員会に掛けて。

**外園分科会長** 今後、中期目標期間にかかわる仮評価の案ですが、及び今検討いただきました事務及び事業に関する見解等、決定というのは勿論、案ですが、これにつきましては、8月4日に開催される本委員会において私の方から説明をしまして、8月4日の本委員会で決定されるということになります。

全般について何か御質問・御意見等ございませんか。ないようでしたら、最後に今後の予定等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

**武川政策評価官** それでは、今後の予定につきまして御説明いたします。本日、御審議いただきました項目別評価表及び総合評価表につきましては、分科会長の御指示に基づきまして必要な修正を行いまして、独立行政法人及び総務省審議会への通知文を作成し、委員各位に内容の御確認をしていただきまして、また、ほかの分科会の決定状況も踏まえまして独立行政法人等に通知いたします。

また、中期目標期間に係る仮評価表「法人の事務及び事業に関する見解等」につきましては、先ほど分科会長からお話がありましたように、8月4日水曜日に開催を予定しております第12回評価

委員会において決定されるということになります。なお、平成 15 年度評価結果につきましては、10 月初旬ごろに開催予定の評価委員会におきまして、外園分科会長から審議の概要につきまして御報告していただく予定としております。ありがとうございます。

**外園分科会長** ありがとうございました。

以上で、本日予定された議題はすべて終了いたしました。長時間にわたり御審議いただきありがとうございます。厚くお礼申し上げます。